

杉並区総合計画

令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

杉並区実行計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

改 定 案

（抜粋）

【目次】

防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち	
施策1	強くしなやかな防災・減災まちづくり	14
施策2	地域の防災対応力の強化	20
施策3	犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり	26
まちづくり・地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち	
施策4	地域の魅力あふれる多心型まちづくり	30
施策5	人々の暮らしを支える都市基盤の整備	34
施策6	誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備	38
施策7	暮らしやすい住環境の形成	44
施策8	にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興	50
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち	
施策9	質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進	56
施策10	快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現	62
施策11	グリーンインフラを活用した都市環境の形成	66
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち	
施策12	いきいきと住み続けることができる健康づくり	72
施策13	地域医療体制の充実	76
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち	
施策14	人権を尊重する地域社会の醸成	82
施策15	地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり	86
施策16	高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援	90
施策17	障害者の社会参加と地域生活の支援	98
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち	
施策18	子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	106
施策19	子どもの居場所づくりと育成支援の充実	112
施策20	安心して子育てできる環境の整備・充実	116
施策21	障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	122
学び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち	
施策22	学び続ける力を育む学校教育の推進	126
施策23	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進	132
施策24	身近に活用できる教育環境の整備・充実	136
施策25	生涯にわたる学びの支援	142
施策26	多様な地域活動への支援	146
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち	
施策27	多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進	150
施策28	次世代への歴史・文化の継承	154
施策29	誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり	158

「杉並区総合計画」等の改定について

区は令和3年度（2021年度）に、区が目指す概ね10年後のまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」とする基本構想を策定しました。基本構想では8つの分野ごとの将来像を以下のとおり描いています。

【杉並区基本構想が掲げる目指すまちの姿と分野ごとの将来像】

概ね10年程度を展望した杉並区が目指すまちの姿

「みどり豊かな 住まいのみやこ」

分野ごとの将来像

防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
まちづくり 地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち
学 び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

基本構想が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋として、令和4年（2022年）1月に「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」「杉並区区政経営改革推進計画」「杉並区協働推進計画」「杉並区デジタル化推進計画」「杉並区区立施設再編整備計画」を策定し、同年4月から取組を開始しました。また、令和5年（2023年）3月には、社会経済環境や事情の変化、新区長就任に伴い早急に対応を要する内容等を反映するため、計画の一部修正を行いました。

計画の改定は3年ごとに実施することとしていましたが、この間の社会経済環境の変化に的確に対応するため、また、区長公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進のため、今回、予定していた計画改定を1年前倒しで実施します。

○計画の構成

(1) 杉並区総合計画

- 基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画です。
- 8つの分野ごとの将来像に向けた取組を具体化するための29の施策を定めています。
- 29の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

(2) 杉並区実行計画

- 総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画です。
- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費を明らかにしています。

(3) 杉並区区政経営改革推進計画

- 従来のコスト削減や効率化を追求した「量の改革」に加え、区民サービスの質をいかに高めるかといった「質の改革」も重要であるとの認識に立ち、区政経営を推進していく取組を示す計画です。

(4) 杉並区協働推進計画

- 本格的な超高齢社会の到来や地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画です。協働に取り組む姿勢は区の全ての事業施行の基本であると位置付けることとし、その中で特に重点的な取組を計画化しています。

(5) 杉並区デジタル化推進計画

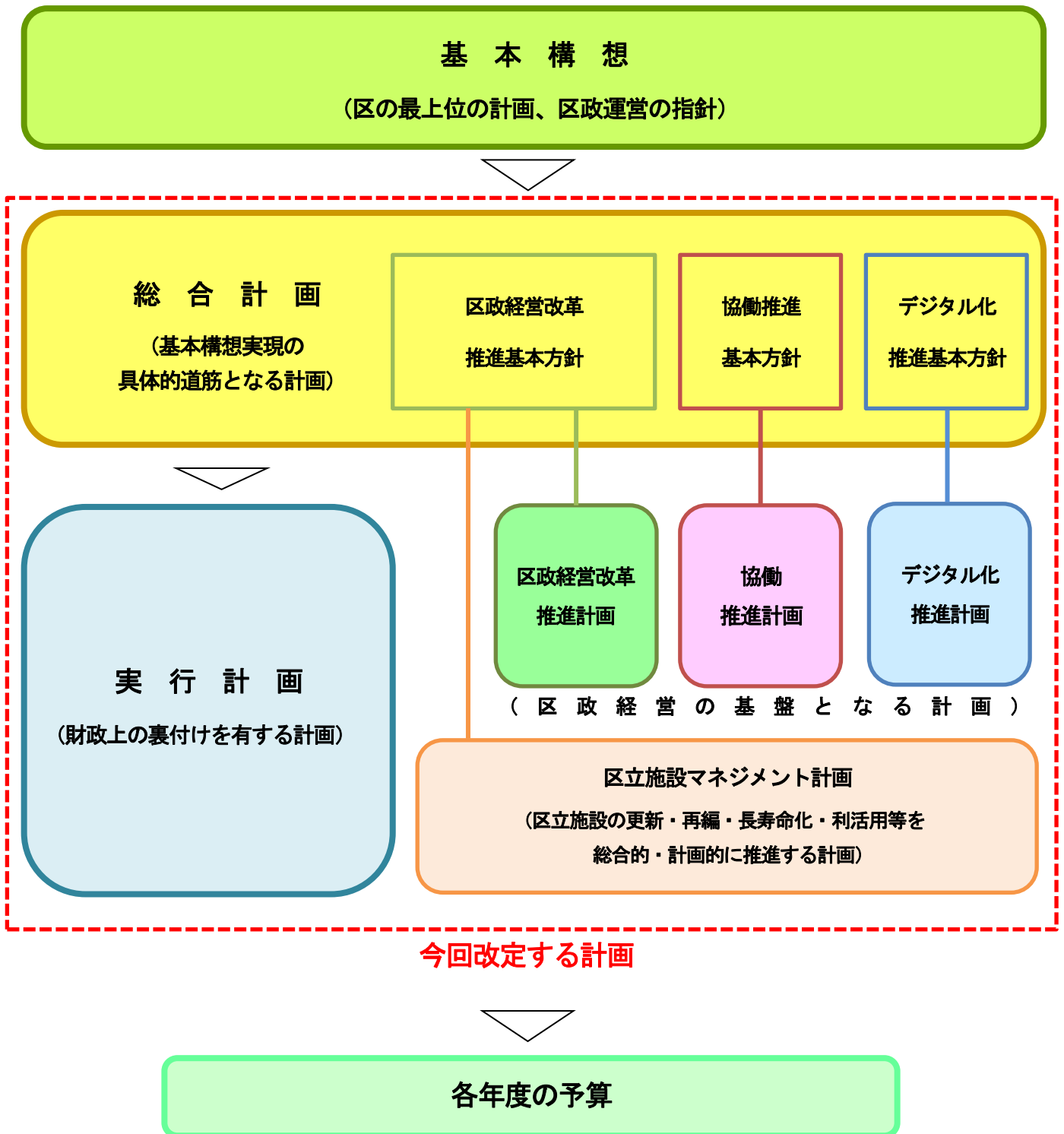
- ICTの急速な進展やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、あらゆる分野においてデジタル化の推進が求められており、区民サービスの向上と業務の効率化などの視点から、行政のデジタル化を推進するための計画です。

(6) 杉並区区立施設マネジメント計画（旧 杉並区区立施設再編整備計画）

- 総合計画に掲げる区政経営改革推進基本方針に基づき、区立施設の更新・再編・長寿命化・利活用等について区民と共に考えながら、総合的・計画的に推進するための計画です。

これまでの各計画は、計画間で内容が重複している取組が多くあったため、令和6年度（2024年度）を始期とする各計画においては、その内容を整理し、重複を解消することで、より分かりやすい構成としました。

○計画の体系図



○計画期間

(1) 総合計画

- ・総合計画の計画期間は、基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となる9年間（令和4～12年度）（2022～2030年度）の計画です。今回、令和6～12年度（2024～2030年度）の7か年の計画について、改定します。
- ・また、3か年ごとに計画の改定を行いますが、必要に応じて毎年度修正を行います。
- ・なお、令和8年度（2026年度）には、取組の進捗状況等を見極めた上で、令和13年度（2031年度）以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等について、検討を行うこととします。

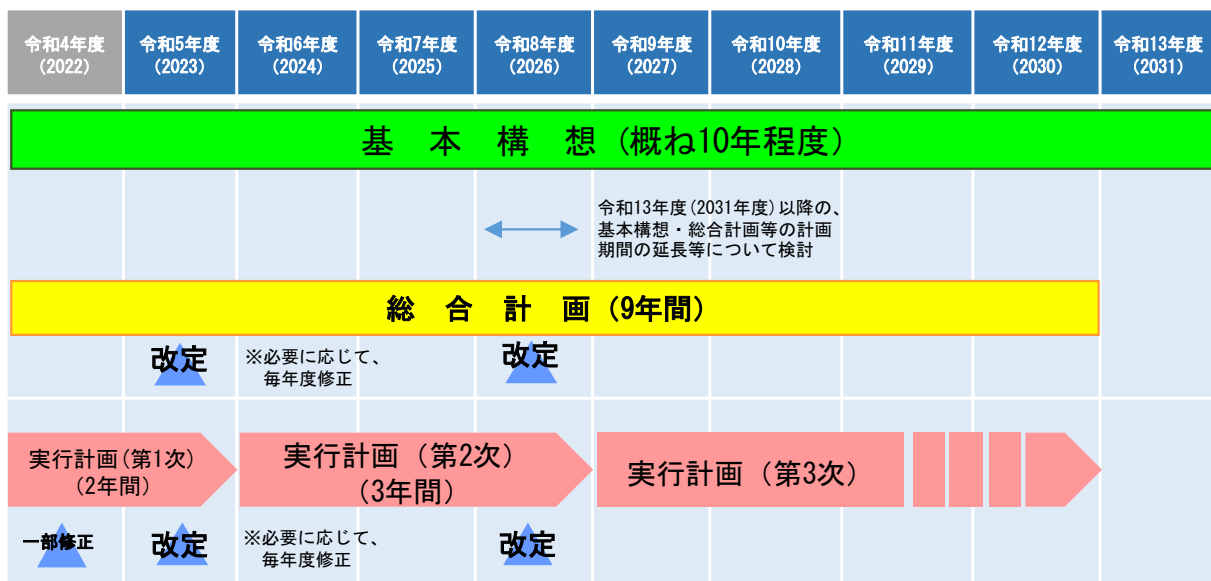
(2) 実行計画

- ・実行計画の計画期間は、総合計画の9年間で3つの期間に分け、3か年としていますが、昨今の社会経済環境等の変化に的確に対応するため、計画を1年前倒しで改定し、第2次計画の計画期間は令和6～8年度（2024～2026年度）とします。
- ・計画期間は3か年としていますが、必要に応じて毎年度修正を行います。

(3) その他計画

- ・区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画、区立施設マネジメント計画の計画期間は、総合計画・実行計画に準じた取り扱いとします。

(計画期間イメージ)



〇人口の見通し

総合計画等の改定に当たり、計画策定の基礎とするため、令和6年（2024年）から令和52年（2070年）までを対象期間とした、将来人口推計を行いました。

（1）推計方法等の概要

推計方法	コーホート要因法（年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（出生や死亡、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法）
基準人口	杉並区の住民基本台帳登録人口（令和5年（2023年）1月1日時点）
出生率	令和4年（2022年）の杉並区合計特殊出生率（0.94）
出生男女比	東京都の出生男女性比（平成28年（2016年）から令和3年（2021年）の平均値（105.2））
生残率	「令和2年（2020年）都道府県別生命表（東京都）」及び「令和3年（2021年）簡易生命表（厚生労働省）」数値
人口移動 （転入率・転出率）	杉並区外の地域との転入・転出実績を基礎（コロナ禍の特殊な事情を除くため、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までの5年の平均。ただし、外国人は平成23年（2011年）から令和2年（2020年）までの過去10年の平均）

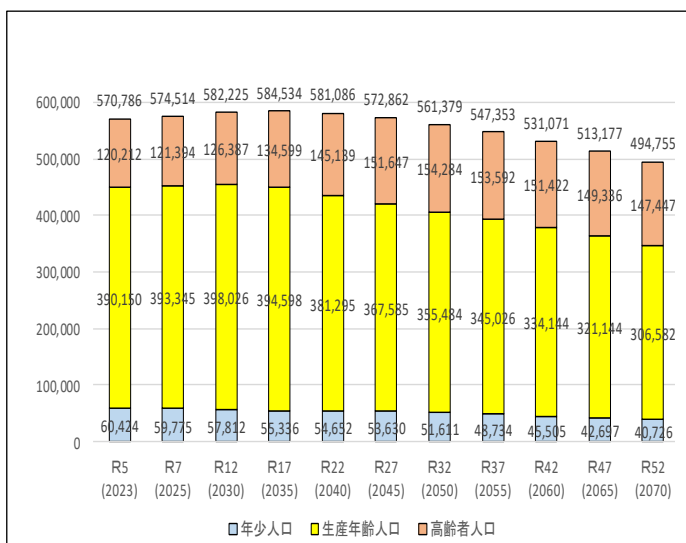
（2）推計結果の概要

①人口ピーク

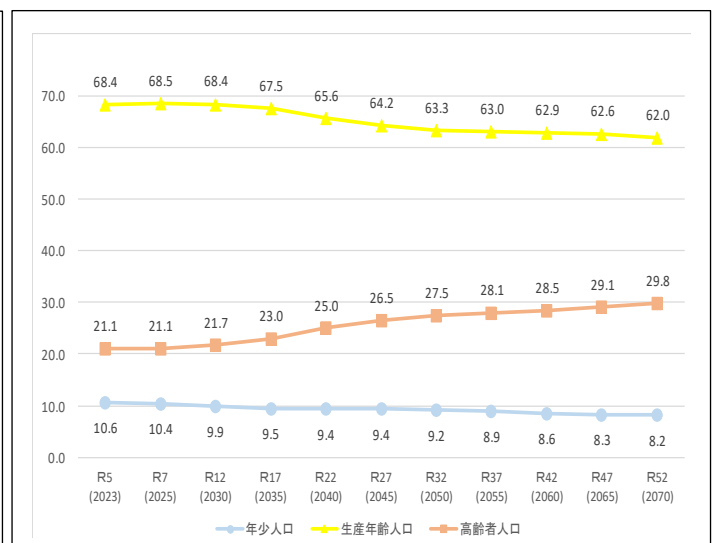
総人口	584,534人（R17(2035)）
年少人口（0-14歳）	60,142人（R6(2024)）
生産年齢人口（15-64歳）	398,447人（R14(2032)）
高齢人口（65歳以上）	154,383人（R33(2051)）
高齢化率	29.8%（R52(2070)）

※（ ）内は、ピークとなる年度を記載。

②人口の推移



③人口構成割合の推移



- ・総人口は、令和17年（2035年）をピークに減少していくことが見込まれます。
- ・また、年少人口と生産年齢人口の割合は減少する一方、高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、令和52年（2070年）には、4人に1人以上が高齢者となる29.8%まで上昇する見込みです。

OSDGsと区の実践について

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が、採択されました。

今回改定する計画においても、区の実践的取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有したうえで、各計画事業を推進していきます。

【SDGsに掲げる17のゴール】



■目標1
貧困をなくそう



■目標2
飢餓をゼロに



■目標3
すべての人に健康と福祉を



■目標4
質の高い教育をみんなに



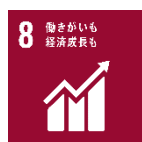
■目標5
ジェンダー平等を実現しよう



■目標6
安全な水とトイレを世界中に



■目標7
エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



■目標8
働きがいも 経済成長も



■目標9
産業と技術革新の基盤を
つくろう



■目標10
人や国の不平等をなくそう



■目標11
住み続けられるまちづくりを



■目標12
つくる責任 つかう責任



■目標13
気候変動に具体的な対策を



■目標14
海の豊かさを守ろう



■目標15
陸の豊かさを守ろう



■目標16
平和と公正をすべての人に



■目標17
パートナーシップで目標を
達成しよう

〇まち・ひと・しごと創生総合戦略について

総合計画等は、基本構想に掲げる区が目指すまちの姿や分野ごとの将来像の実現を図るための具体的な道筋となる計画ですが、将来にわたって地域の活力を維持することを目標とする、まち・ひと・しごと創生法に基づく「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の趣旨や内容を備えていることから、総合戦略を包含するものとして位置づけます。

分野別 施策・事業体系

防災・防犯

みんなで作る、災害に強く、犯罪を生まないまち

1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

- 耐震化の促進
- 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 総合的な水害対策の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 無電柱化の推進
- 都市計画道路の整備
- 地域の核となる公園の整備

2 地域の防災対応力の強化

- 災害時拠点施設の整備・機能拡充
- 備蓄物資の充実
- 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進
- ICT活用による災害情報等の収集・発信
- 災害時要配慮者支援の推進
- 災害時医療体制の充実

3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 消費者被害防止対策の推進
- 街路灯の整備

まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 駅周辺まちづくりの推進
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- まちづくり活動の支援

5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路の整備
- 生活道路等の整備
- 都市基盤情報の整備

6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

- 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進
- 自転車活用の推進
- 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備

7 暮らしやすい住環境の形成

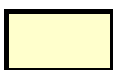
- 良好な景観づくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 公営住宅の運営
- 総合的な空家等対策の推進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

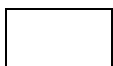
- 中小企業の経営と創業の支援の充実
- 就労支援と多様な働き方の推進
- 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 魅力的な観光情報発信の推進
- アニメを活用した誘客促進
- 都市農業の支援・保全と地産地消の推進

- 施策数 29施策
- 計画事業 131事業
- 重点計画事業 68事業

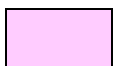
【凡 例】



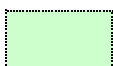
施策



計画事業



重点計画事業



再掲計画事業(他分野の目標達成に寄与する計画事業)

環境
みどり

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる
良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

- 創エネルギー事業の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 環境学習・環境意識の醸成
- 区施設の環境対策の推進
- 区民及び事業者参加による気候変動対策の推進
- 総合的な水害対策の推進
- 生活道路等の整備
- 街路灯の整備
- みどりを守る
- みどりを創る

10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

- ごみの発生抑制の推進
- 限りある資源の有効活用の促進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

- みどりを守る
- みどりを創る
- みどりを育てる
- みどりの質を高める
- 水辺環境の再生・創出
- 菖外荘公園の整備
- 地域の核となる公園の整備
- 身近な公園の整備
- 誰もが利用しやすい公園改修
- 環境学習・環境意識の醸成

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに
生きることができるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 区民と進める健康づくりの推進
- 生活習慣病予防の推進
- がん対策の推進
- 心の健康づくりの推進
- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

13 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進
- 障害者の地域医療体制の整備

14 人権を尊重する地域社会の醸成

- 人権尊重の啓発等の推進
- 男女共同参画の推進
- 性の多様性が尊重される地域社会の実現
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 子どもの権利擁護の推進
- 多文化共生・国内外交流の推進

15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

- 包括的な支援体制の構築
- 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- 動物と共生できる地域社会づくりの推進
- 災害時要配慮者支援の推進
- 区民と進める健康づくりの推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

- 認知症施策の推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 地域の見守り体制の充実
- 家族介護者支援の充実
- 介護サービス基盤の整備
- 高齢者いきがい活動の充実
- 在宅医療体制の充実

17 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保
- 障害者の就労支援の推進・拡充
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 障害者の社会参加支援の推進
- 高齢の障害者等への支援の充実
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実
- 障害者の地域医療体制の整備
- 障害者スポーツの推進

18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- 子どもの権利擁護の推進
- 子どもの意見表明・参画の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築
- ヤングケアラー支援の推進

19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- より良い子どもの居場所づくりの推進
- 次世代育成基金の活用推進
- 地域における子育て支援体制の充実
- 学童クラブの整備・充実

20 安心して子育てできる環境の整備・充実

- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実
- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- 学童クラブの整備・充実
- ひとり親家庭支援の充実
- 就学前教育の充実

21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- 未就学児の療育体制の充実
- 学齢期の障害児支援の充実
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

- 学び続ける力の育成
- ICTを活用した教育の推進
- 就学前教育の充実
- 教員の働き方改革の推進
- 部活動の充実
- 地域と共にある学校づくりの充実

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備
- 教育相談体制の充実
- 不登校児童・生徒支援体制の整備

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

- 学校施設の有効活用の推進
- 区立小中学校の増改築
- 区立小中学校の長寿命化改修
- ICTを活用した図書館サービスの充実
- 図書館の整備

25 生涯にわたる学びの支援

- 社会教育士の育成・活用
- 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 地域と学校の協働活動の充実
- 歴史・文化に親しむ機会の充実

26 多様な地域活動への支援

- 地域活動団体への支援
- 地域活動を担う人材の育成・支援
- 地域活動拠点の整備

文化スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進

- 文化・芸術活動の創造と発信
- 文化・芸術活動の支援
- 多文化共生・国内外交流の推進
- 平和事業の推進

28 次世代への歴史・文化の継承

- 歴史・文化に親しむ機会の充実
- 区の歴史・文化情報の発信
- 荻外荘公園の整備

29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実
- 障害者スポーツの推進
- 体育施設の整備・充実

区政経営の基本姿勢

区政経営改革推進基本方針

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

1 事業運営の改善や執行方法の見直し

- 行政評価の実施
- 行政のデジタル化を通じた区民サービスの向上と行政運営の効率化
- 民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）の見直し
- 公園管理体制の見直し
- 自転車駐車場の管理・運営の見直し
- 地域区民センターの管理・運営方法の見直し
- 区立施設を活用したふれあいの家の賃料の適正化
- 敬老会の見直し
- 区保育室の廃止
- 区政情報の共有の推進
- 学校徴収金の公会計化
- 学童クラブおやつ代の公会計化
- 民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供
- 公共サービスを提供する民間事業者等に対する管理・監督の徹底
- 多様な主体との協働の推進
- 学童クラブ運営委託の実施
- 入札・契約制度の改革

2 人材育成と効率的な組織運営

- 時代の変化に挑戦する職員の育成
- 将来を見据えた組織体制の構築
- 柔軟で効率的な働き方の推進
- 定員管理方針に基づく職員数の適正管理
- 保育園調理用業務の委託の実施
- 学校用業務等の包括委託の実施
- 学校給食の調理委託の実施

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

1 安定した財政基盤の構築と持続可能な財政運営

- 持続可能な財政運営の確保

2 財源の確保

- 区有財産の有効活用
- 区営住宅の駐車場の貸出
- 広告収入等の確保
- 税・保険料・利用料等の収納率の向上
- ふるさと納税制度による寄附の受入れ
- 消費期限の迫った備蓄食料品の処理コスト削減

3 負担の適正化

- 補助金の見直し
- 使用料・手数料等の見直し
- 奨学資金の償還の促進
- 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化
- 長寿応援ポイント事業の見直し
- 子育て応援券事業の見直し

方針3 対話協調型区政の推進

1 区民に「伝わる」情報発信

- 戦略的広報の推進

2 対話の場の拡充

- 区政を話し合う会（聴くくオフ・ミーティング）の実施

方針4 自治の更なる発展と自治体間連携の強化

1 自治・分権の推進

- 自治の発展に向けた取組の推進
- 参加型予算の実施
- 気候区民会議の開催

2 隣接自治体等との連携

- 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上

3 基礎自治体間の広域連携

- 基礎自治体間の広域連携の実施

方針5 施設マネジメントの推進*

※別冊「杉並区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン」参照

● 区政経営改革推進計画

5方針 45取組

協働推進基本方針

方針1 多様な主体との連携による協働の推進

- 公民連携プラットフォームの運用
- 包括連携協定による地域活動等の推進
- 地域活動団体への支援
- 協働提案制度の実施
- すぎなみ地域大学等による地域人材の育成
- 新たな協働による課題解決に向けた職員の意識啓発
- 協働の推進を目的とした外部人材の活用

方針2 区と地域団体等による課題解決に向けた協働の取組

- 地域防災力の向上
- 区民参加のまちづくりの推進
- 杉並産農産物の地産地消の推進
- 空家等利活用相談窓口の開設
- 創エネルギー及び省エネルギーの普及・推進
- エコチャレンジ事業
- 食品ロスの削減
- 区民の参加による健康づくり
- 食育の推進
- 健康づくり応援店事業の実施
- 民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進
- 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進
- 文化・芸術の創造性を活かしたまちの魅力づくり

● 協働推進計画

2方針 20取組

デジタル化推進基本方針

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

1 簡単・便利な行政手続の実現

- 行政手続のオンライン化の推進
- 窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用
- 手数料・使用料へのキャッシュレス決済の導入・推進
- マイナンバー制度を活用した区民の利便性向上
- eLTAXを活用した行政サービスの向上
- 粗大ごみ受付システムの充実

2 伝わる・使えるが体感できる情報発信

- 地域BWA活用の促進
- SNS等を活用した情報発信等の充実
- 区ホームページの見直し
- 行政保有データのオープン化の拡充

3 福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

- 区内就労促進と産業振興のための情報発信
- AIを活用した健診結果予測分析による被保険者の健康保持増進
- デジタル技術を活用した保育サービスの提供
- 保育所等利用申込みに係るチャットボット及びオンライン面談の導入
- 建築行政手続におけるデジタル化の推進

4 デジタルデバイドの解消に向けた取組

- デジタルデバイス対策の推進

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

1 デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

- 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化
- データに基づく行政運営の推進
- 住民情報システムの標準化
- 電子契約の導入
- デジタル技術を活用した滞納整理事務の効率化
- 3次元デジタルデータの活用推進

2 持続的・効果的なデジタル化の推進

- 情報化経費精査の実施

3 外部人材の活用、デジタル人材の育成

- 行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用
- デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進
- 職員の情報セキュリティ教育の強化

4 デジタル技術を活用した職員の職場環境の充実

- 職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築

5 安定した行政サービス提供のための情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティ体制の強化
- 災害に備えた情報システムの運用体制の強化
- 情報セキュリティ監査等の実施

● デジタル化推進計画

2方針 30取組

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ確かな対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされるところへ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を活かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査 ※令和5年度(2023年度)に実施した調査の結果を集計・分析し、計画を改定する際に目標値を設定
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査 ※令和5年度(2023年度)に実施した調査の結果を集計・分析し、計画を改定する際に目標値を設定



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 子どもの権利について知っている区民の割合	—	上昇	上昇	%
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	—	下降	下降	%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	—	上昇	上昇	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 【重点】
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 【重点】
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 5 ヤングケアラー支援の推進 【重点】

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること
 ※2 子どもの権利:「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

1 子どもの権利擁護の推進

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づき、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
事業量	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施

2 子どもの意見表明・参画の推進

【重点】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策((仮称)杉並区こども計画)への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策((仮称)杉並区こども計画)への子どもの意見の反映

3 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和5年度(2023年度)に実施した実態調査の結果も踏まえて、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等の必要な支援が必要となるよう、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進
	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	—	—	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	子どもと子育て家庭の実態調査 実施

4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築

【重点】

令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設を見据え、要支援児童等を対象とする支援策の充実・強化や社会的養育を推進する環境を整備するとともに、高度な専門性を備えた人材の育成・確保に取り組むなど、子どもの命と安全を守る児童相談体制を構築します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	区立児童相談所の開設 設計 0.7所	区立児童相談所の開設 設計 0.3所 解体 建設 0.2所	区立児童相談所の開設 — — 建設 0.6所	区立児童相談所の開設 — — 建設 0.2所 開設	区立児童相談所の開設 設計 0.3所 解体 建設 1所 開設
	児童福祉・母子保健の一体的相談支援※ ¹ 機能整理	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施
	子ども家庭相談・児童相談所システム 検討・準備	子ども家庭相談・児童相談所システム 準備	子ども家庭相談・児童相談所システム 構築・稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム 稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム 準備・構築・稼働
	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施
	子どもアドボカシー※ ² 研修の実施	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成
	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 調査・研究	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施・拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施
	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 親子再統合支援 里親支援センター 調査・研究	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討 里親支援センター 検討	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 準備 里親支援センター 準備	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 実施 里親支援センター 実施	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討・準備・実施 里親支援センター 検討・準備・実施
	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化

※1 児童福祉・母子保健の一体的相談支援:区では、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健部門が連携して、子ども、子育て世帯、妊産婦に一体的な相談支援を行う体制を整備し、令和6年度(2024年度)施行の改正児童福祉法により設置が努力義務とされた「子ども家庭センター」として位置付ける

※2 子どもアドボカシー:子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

5 ヤングケアラー支援の推進

【重点】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。また、小中学生を対象とした調査に続き、高校生世代を対象とした調査を行い、就労や進学のみならず社会から孤立し潜在化する前に状況を把握し、必要な支援策の構築に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施
	実態調査 準備・実施	実態調査(高校生世 代) 検討・実施	—	—	実態調査(高校生世 代) 検討・実施
	支援事業 検討・準備	支援事業 検討・準備	支援事業 実施	支援事業 実施	支援事業 検討・準備・実施

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもたちがその成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安心して自由に自分らしく過ごすことができる居場所を確保していきます。

また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

施策の現状と課題

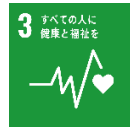
- 子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるなど、多様な居場所の充実が求められています。
- 子どもたちが、未来へ自信をもってのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもの成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安全・安心に過ごせる多様な居場所が確保されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とのかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度	放課後等居場所事業の利用者アンケート



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度	94.2 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 より良い子どもの居場所づくりの推進 【重点】
- 2 次世代育成基金の活用推進
- 3 地域における子育て支援体制の充実 【再掲】 (施策20-2)
- 4 学童クラブの整備・充実 【再掲】 (施策20-5)

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度(2025年度)以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を令和6年度(2024年度)からすべての事業実施校で行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定			
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営			
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所)			
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南準備・実施			
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始・運用

※1 児童館再編の取組の検証結果:この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を令和5年(2023年)9月にまとめたもの

※2 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

2 次世代育成基金の活用推進

次代を担う子どもたちが、経済的な理由にかかわらず、様々な体験に触れることで、将来の夢に向かって健やかに成長していけるよう、できるだけ多くの子どもに、次世代育成基金を活用した体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、引き続き、基金趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進していきます。

また、基金創設から10年以上が経過したことから、これまでの基金の活用方法や内容を踏まえながら、必要に応じて、活用方法等の見直しを行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	基金を活用した体験・交流事業の実施 区主催事業 8事業 参加者345人	基金を活用した体験・交流事業 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施
	民間主催事業(基金活用事業助成) 4事業 参加者372人	民間からの基金活用事業の提案公募 実施	民間からの基金活用事業の提案公募 実施	民間からの基金活用事業の提案公募 実施	民間からの基金活用事業の提案公募 実施

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。
- 保育施設の増加と様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。
- 年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。
- ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があります。家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

	指標名	指標の説明
1	地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合	区民意向調査
2	今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健康診査時アンケート
3	保育所利用者の満足度	福祉サービス第三者評価
4	学童クラブ待機児童数	翌年度4月時点の待機児童数
5	学童クラブ利用者の満足度	福祉サービス第三者評価



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合	59.1 (4年度)	65.0	70.0	%
2 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.4 (4年度)	98.0	98.0	%
3 保育所利用者の満足度	93.2 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%
4 学童クラブ待機児童数	280 (5年4月)	80	0	人
5 学童クラブ利用者の満足度	91.4 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 **【重点】**
- 2 地域における子育て支援体制の充実
- 3 保育の質の向上 **【重点】**
- 4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 **【重点】**
- 5 学童クラブの整備・充実
- 6 ひとり親家庭支援の充実
- 7 就学前教育の充実 **【再掲】** (施策22-3)

1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

【重点】

妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒に育児プランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業^{※1}、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問^{※2}など出産・子育て相談支援事業(ゆりかご事業)を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費(先進医療)の一部を助成するとともに、ICTを活用して在宅のまま受けられる不妊相談を実施するなど利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス ^{※3}	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 13,350人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス
	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施
	出産・子育て応援事業 ^{※4} 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施
	バースデーサポート事業 ^{※5} 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施
	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 2,430件
	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施
	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 2,100件

※1 産後ケア事業:生後6か月未満の子と母を対象に、宿泊や日帰りで産後ケアを行い、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るなど、健やかに育児をできるよう支援する事業

※2 すこやか赤ちゃん訪問:生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供等を行い、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業

※3 あそびのグループ・あそびのグループプラス:1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児を対象にした親子参加型のグループ活動を行い、保護者の子どもへのかかわり等についての助言や、幼稚園等への円滑な通所に向けた支援を図る事業

※4 出産・子育て応援事業:妊娠届け出時(ゆりかご面接)や出生届出後の訪問時(すこやか赤ちゃん訪問)の伴走型相談支援と同時に経済的支援も行う事業

※5 バースデーサポート事業:乳幼児健康診査など行政が関わる機会の少ない2歳児を育てる家庭に対し、アンケート実施や子育てに関する情報提供等を行い、相談支援体制を強化することを目的とした事業

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度(2024年度)に策定予定の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施			
	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施
	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施
	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施
	一時預かり事業実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
子育て応援券事業実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※3 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※4 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※5 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施
	中核園の取組実施10園	中核園の取組実施	中核園の取組実施 検証・検討	中核園の取組実施	中核園の取組実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施
	改築・改修等区立保育園建設0.5園	改築・改修等区立保育園建設0.3園	—	—	改築・改修等区立保育園建設0.3園

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施
	病児保育室4所	病児保育室新規1所 (累計5所)	病児保育室 (累計5所)	病児保育室 (累計5所)	病児保育室新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援検討	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施
	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における育ちの場の充実検討

※1 病児保育:病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所:児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園:障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計			
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進			
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)						
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)						
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始				入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施				質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

6 ひとり親家庭支援の充実

支援が必要なひとり親家庭に対し、ホームヘルプサービスや就労のための資格取得を支援するなど、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ひとり親家庭相談 実施 4,700件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 15,000件
	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 90世帯
	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施
	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業^{※1}など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児^{※2}が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児等コーディネーター^{※3}の配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合	区内事業所通所者数÷通所者数
2	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	—
3	医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所)	医療的ケア児等コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合	93.3 (4年度)	98.0	100	%
2 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	33 (4年度)	55	85	人
3 医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所)	12 (5年4月)	21	33	施設

施策を構成する実行計画事業

- 1 未就学児の療育体制の充実 【重点】
- 2 学齢期の障害児支援の充実 【重点】
- 3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 【重点】

- ※1 放課後等デイサービス事業:学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業
- ※2 医療的ケア児:日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)
- ※3 医療的ケア児等コーディネーター:保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ

1 未就学児の療育体制の充実

【重点】

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設に必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで通所送迎も含めた受け入れ体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所^{※1}に運営助成を行うとともに、新規事業所の開設促進により、受け入れ体制を拡大します。また、児童が通う保育園や幼稚園、学校等に専門職が訪問し、連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能^{※2}を発揮し、区内の児童発達支援事業所を支援するなど、地域での療育体制の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営
	児童発達支援事業所(累計17所)	児童発達支援事業所新規2所(累計19所)	児童発達支援事業所新規1所(累計20所)	児童発達支援事業所新規1所(累計21所)	児童発達支援事業所新規4所(累計21所)
	保育所等訪問支援350件	保育所等訪問支援400件	保育所等訪問支援425件	保育所等訪問支援450件	保育所等訪問支援1,275件
	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施 地域支援講座2講座 療育講座4講座	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施 地域支援講座2講座 療育講座4講座 事業所支援6施設	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施 地域支援講座2講座 療育講座4講座 事業所支援6施設	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施 地域支援講座2講座 療育講座4講座 事業所支援6施設	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施 地域支援講座6講座 療育講座12講座 事業所支援18施設

※1 児童発達支援事業所: 発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援(療育)を行う、都の指定を受けた事業所

※2 地域支援機能: 療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切なかわりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

2 学齢期の障害児支援の充実

【重点】

重症心身障害児放課後等デイサービスについて、補助内容の充実を図ることで、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、区内の事業所数が不足しているため、新規開設を促進するとともに、事業所が事業継続できるよう運営を支援します。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所について組織横断的な検討を進め、対応策を検討します。学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐほか、学校と連携して低学年期の子どもを発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所(累計4所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所新規1所(累計5所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所新規1所(累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所整備検討(累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所新規2所(累計6所)
	放課後等デイサービス事業所(累計20所)	放課後等デイサービス事業所新規2所(累計22所)	放課後等デイサービス事業所新規2所(累計24所)	放課後等デイサービス事業所新規2所(累計26所)	放課後等デイサービス事業所新規6所(累計26所)
	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所実施	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討・実施
	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

【重点】

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園^{※1}等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施
	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施

※1 併行通園：障害児通所支援事業所を利用する医療的ケア児が保育園や学童クラブにも通園することで、医療的ケア児の受入れを促進する取組